

随意契約理由書

件名	垂水処理場 本・分場初沈流入量スパン調整他業務	
契約の相手方	三菱電機株式会社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>今回業務対象に含まれる中央監視設備および対象機器は処理場の監視制御設備の主要な機器であり、もし機能不全が発生した場合、市民生活に重大な影響を与えることになる。</p> <p>本業務は、垂水処理場の本・分場初沈流入量に関して、制御上必要なスパン調整を実施し、加えて関連する監視制御設備にも必要な調整を行うことで、今後の処理施設運転の安定化を図るものである。</p> <p>今回業務対象である中央監視設備および対象機器は、三菱電機株式会社で製造・据付され、独自の技術で設計、製作されたものであり、他社が内部構造を理解して本業務を行うことは困難である。加えて、業務後における技術的な責任の所在を明確にするには製造会社に請け負わせなければならない。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局西水環境センター管理課施設係	(電話番号 078-752-5017)